山辺町地区計画等の案の作成手続に関する条例

平成13年９月26日

条例第20号

（趣旨）

第１条　この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第２項及び第３項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法並びに地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を申し出る方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（地区計画等の原案の提示方法）

第２条　町長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号掲げる事項を公示し、当該地区計画等の原案を当該公示の日の翌日から起算して２週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1)　地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2)　縦覧場所及び期間

（説明会の開催等）

第３条　町長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは説明会の開催、広報紙への掲載等の措置を講ずるものとする。

（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

第４条　法第16条第２項に規定する者が、第２条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、１週間を経過する日までに意見書を町長に提出しなければならない。

（地区計画等に関する申出の方法）

第５条　法第16条第３項に規定する住民又は利害関係人は、個人又は共同で、都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域について、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を町長に申し出ることができる。

２　前項の規定による申出は、法第13条その他の法令の規定に基づく地区計画等に関する基準に適合し、当該申出に係る地区計画等の対象となる土地（国又は地方公共団体が所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若

しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の３分の２以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の３分の２以上となる場合に限る。）を得て行わなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、同項の規定による申出の対象となる区域について、第２条に規定する公告がなされているときは、当該公告の日から都市計画決定の日まで、同項の規定による申出を行うことができない。

（申出に対する措置）

第６条　町長は、前条第１項の規定による申出があったときは、遅滞なく、当該申出に対する措置を決定しなければならない。この場合において、町長は、当該申出を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の作成をする必要がない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ、山辺町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

２　町長は、前項の規定による措置の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該申出をした者に通知しなければならない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則（令和８年６月12日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。